

# 水道水源の保全

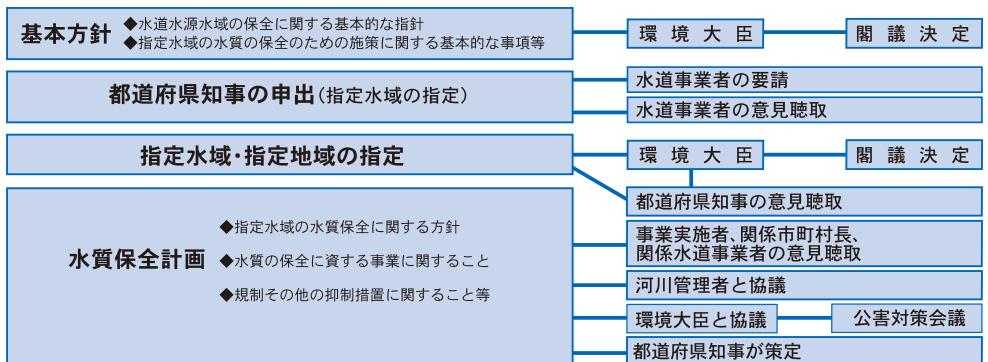
## ■水道水源の水質保全対策

水道の浄水過程で生成されるトリハロメタン等にかかる障害を防止するため、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」が平成6年3月に制定されました。同法では、水道原水を浄化する過程で副成されるトリハロメタンなどから水道供給が障害を受けないよう、国は特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めることとされています。

また、環境大臣が都道府県知事からの申し出に基づき指定した指定水域及び指定地域において、都道府県知事は水質保全計画を策定し、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に実施しなければならないと規定されています。なお、現在、水道水質の保全については、水道事業者において、オゾン処理、活性炭処理等の高度浄水施設を導入することにより取り組まれています。



## ■特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法



# 水環境健全性指標に向けた取組

## 「いま求められている指標は？」



水の世紀ともいわれる現在、人々の水環境に関する意識が高まっています。その一方で、確かに水質は改善傾向にあるものの、良好な水環境を実感できるようになったかと言えば、まだまだそのような実感は得られない、そんな状況にあるのではないかでしょうか。そもそも水環境は、水質という一面だけでなく、水の流れや生物の生息、様々な水の利用、さらには快適性や地域・歴史・文化を背景とした人と水との係わりといった視点まで、幅広い要素から成り立っています。これらの要素が、地域ごとに水環境の性格や特徴に応じて健全に保れてこそ、良好な水環境を実感できるのではないかでしょうか。

## 「水環境健全性指標とは？」

水環境健全性指標は、水環境についてより深く考えていくための“視点”となり、また、水環境の状態を知るための、さらには水環境保全活動の成果を測る際の“ものさし”となることを目指して検討を進めています。検討にあたっては、以下の点を重視しています。

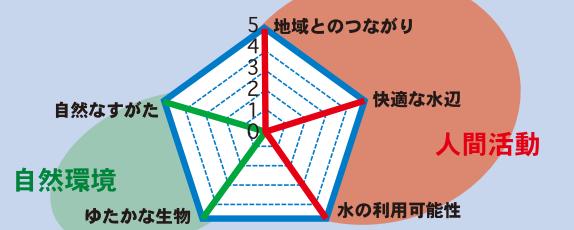
- ☞ 水環境を水質だけでなく幅広い観点から捉え、人々の満足感等も表現できること。
- ☞ わかりやすく、使いやすく、継続的に利用されること。
- ☞ 住民・N P O等の活動成果が映し出され、行政の施策立案に役立てることができること。

## 「水環境をどんな視点から評価するの？」

みなさんは「水環境を評価する視点は？」「どんなことがよければ水環境がよいといえますか？」と問われたら、様々なご意見を思いつくのではありませんか。そして、思いついたそれぞれの視点がどこかで関連しあっているのではないかでしょうか。水環境健全性指標は、次に挙げた5つの視点(評価軸)を設定しています。

### 【水環境の評価軸】

自然環境と人間活動という2つの大きな視点を基本にして、5つの軸を設けて水環境を幅広く評価します。



### 【評価軸】

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| 自然なすがた   | ～どれくらい自然な状態を維持しているのか       |
| ゆたかな生物   | ～生物にとってすみやすいのか、生物がみられるか    |
| 水の利用可能性  | ～この水はきれいなのか、どんな利用ができるのか    |
| 快適な水辺    | ～どんな水辺だったら心地よいと感じるのか       |
| 地域とのつながり | ～わたしたちの暮らしと水辺はどれくらい関係があるのか |